

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	杉森町 (杉森)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・杉森地区の田16.3haの95%に当たる15.5haは(農事)ファームすぎのもりが耕作を引き受け、稲作・麦作を行っている。同組合員は21人であるが実際の従事者は一部の作業を行う者を含め14人程度である。そのうち、60歳未満は2人、70歳以上は8名である。小規模での経営であるため財務的にも余裕がなく、農機具類の更新が十分にできないのが現状である。
また、後継者の確保についても、集落営農の引き受けている農地のうち半数が耕作者がいない状況であり、今後増加の見込みである。従って、今後地域農業を維持するためには、現地域にこだわらず新たな農地の担い手を確保する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、小麦を主要作物としつつ、集約化を進め経費を削減する等の方策を用いて維持を図る。後継者が望めない以上、地域外の認定農業者を受け入れる。また、農業者と非農業者が混在する地域であることを鑑み、地域の生活環境、自然環境の維持に地域住民一体となって、地域全体で取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積・集団化はほぼ完了しているため、現状の維持に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を中間管理機構に貸し付け、集約化することはほぼ完了している。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備についてもほぼ完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、区域内の認定農業者などへの委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境こだわり米等の生産を行う。